

雑踏警備におけるウェアラブルカメラ活用に関する規程

1 目的

本規程は、祭礼、初詣、花火大会等における雑踏事故を防止するための雑踏警備におけるウェアラブルカメラ導入に関するモデル事業（以下「モデル事業」という。）で使用するウェアラブルカメラ（モデル事業において、頭部に装着し、リアルタイムで映像を伝送する機器をいう。以下同じ。）及びウェアラブルカメラを運用するために使用する機器（以下これらを合わせて「ウェアラブルカメラ等」という。）の利用に関し、基本的な事項を定めることにより、モデル事業の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本規程における用語の意義は、「高度警察情報通信基盤システム運用要領」（令和4年4月1日付け警察庁丙通基発第1号ほか別添）及び「高度警察情報通信基盤システム運用細則」（令和6年5月23日付け警察庁丁通基発第91号ほか別添）における用語の例による。

3 情報セキュリティ

- (1) ウェアラブルカメラ等には、データ端末を除き、本モデル事業の実施に当たり配布した機器以外の機器を接続しないこと。
- (2) ウェアラブルカメラの情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）等、警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。
- (3) ウェアラブルカメラにおいて取り扱うことのできる「警察における情報セキュリティに関する対策基準について」（令和5年9月28日付け警察庁丙技企発第61号ほか）第1の2(1)に規定する管理対象情報の分類については次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
ウェアラブルカメラ	2（中）	2（高）	2（高）

4 運用体制

(1) 警察本部

- ア 警察本部に総括運用管理者を置き、警備部長をもって充てる。
- イ 総括運用管理者は、モデル事業の運用に係る事務を総括する。

- ウ 警察本部に本部運用管理者を置き、警備課長をもって充てる。
- エ 本部運用管理者は、モデル事業の適正かつ円滑な運用を行うための指導、調整、撮影した映像データの適正な取扱いに関する事項その他必要な事務を行う。
- オ 本部運用管理者は、エの任務を遂行するに当たり、警備課警備実施補佐を本部運用主任者に指定し、その任務を補佐させるものとする。
- カ 本部運用管理者は、警備課警備実施係を本部運用担当者に指定し、ウェアラブルカメラ等に関する事務を行わせるものとする。

(2) 警察署

- ア 雑踏警備の開催地を管轄する警察署に警察署運用管理者を置き、警察署長をもって充てる。
- イ 警察署運用管理者は、本部運用管理者の指導及び調整の下、警察署におけるモデル事業の適正かつ円滑な運用を行うための指導、調整その他必要な事項を行う。
- ウ 警察署運用管理者は、イの任務を遂行するに当たり、「適切な雑踏警備の実施について（通達）」（令和7年3月19日付け香警備第75号）に定める雑踏警備実施副主任者を警察署における警察署運用主任者として指定し、ウェアラブルカメラ等の管理に関する事項を行わせるものとする。

5 遵守事項

(1) モデル事業における撮影の目的

モデル事業におけるウェアラブルカメラによる撮影は、雑踏警備に際して適切な指揮を行う目的においてのみ実施することとし、雑踏警備以外の業務においてウェアラブルカメラを活用してはならない。

(2) ウェアラブルカメラ等の管理

警察署運用管理者は、警察署運用主任者をして、香川県情報通信部機動通信課（以下「機動通信課」という。）から借用したウェアラブルカメラ等の物品の紛失、盗難等を防止するため、施錠設備が備え付けられたロッカーに保管する、ウェアラブルカメラの出納状況を記録するなど必要な措置を講じる。

6 モデル事業の実施に当たっての細目及び留意事項

(1) 準備

ア 他部門等との調整

- (ア) 総括運用管理者は、警察庁と協議した上で、モデル事業を行う雑踏警

備を決定し、警察庁に報告する。

- (イ) 本部運用管理者は、以下の事項について、機動通信課及び通信指令課と事前に調整を行う。

- ウェアラブルカメラ等を接続するデータ端末への接続機器設定
- 映像伝送機能を利用するために必要な手続

イ 警備計画の作成

警察署運用管理者は、ウェアラブルカメラ等を装着した者の配置場所等を含めた警備計画を作成する。

ウ 事前の周知

モデル事業を実施する雑踏警備を選定する際は、警察庁と協議した上で、以下の点も含め、当該雑踏警備においてウェアラブルカメラによる撮影を行う旨をウェブサイトに掲載するなどの方法により広報するものとする。また、以降新たにモデル事業を実施する雑踏警備を選定した場合には、その旨をウェブサイト等に追記して周知するものとする。

- モデル事業の目的は、雑踏警備における指揮への活用であること
- 撮影場所及び頭部に装着すること
- 撮影した映像データが1週間で自動削除されること

エ ウェアラブルカメラ等の準備

本部運用管理者は、機動通信課及び警察署運用管理者と、借用する期間について事前調整を実施する。

撮影者は、本部運用管理者による事前調整後、機動通信課からウェアラブルカメラ等を借り受ける。

オ 事前の指導・指示

- (ア) 本部運用管理者又は警察署運用管理者(以下、「運用管理者」という。)は、雑踏警備実施本部又は現地警備本部等において、雑踏警備を指揮する者(以下「指揮官」という。)及び撮影者に対し、ウェアラブルカメラ等を適切に使用するために必要な指導を行う。

- (イ) 指揮官は、撮影者に対し、映像の送信方法について事前に十分な説明を行うとともに、撮影方法、配置場所及び撮影者の役割について指示を行う。

なお、指揮官の指示については、撮影の開始及び終了について撮影者が的確に判断することができるよう、以下の例のように明確かつ包括的に行うことを原則とする。

- 現場配置後、撮影を開始し、雑踏警備の終了をもって撮影を終了すること
- ●時●分から●分ごとに撮影を開始し、雑踏警備の終了をもつ

て撮影を終了すること

(2) 実施

ア 映像の撮影

(ア) 撮影者は、ウェアラブルカメラ等をデータ端末と接続した上で、頭部に装着する。

(イ) 雑踏警備現場においては、指揮官から事前に受けた指示に従い、映像の撮影並びに伝送の開始及び終了を行う。

なお、撮影に当たっては、以下の点に留意する。

- 撮影場所は、公道、イベント会場、駅等といった公共の場所に限ること
- イベント会場内や駅構内等の第三者の管理権限が及ぶ空間において撮影する場合には、事前に管理者の承諾を得ること
- 雑踏の概観や流れを撮影することを重視し、不必要に参集者の容ぼうを撮影しないこと

イ 映像の受信及び現場指揮

指揮官は、動態管理装置を用いて映像を受信し、適切な現場指揮を行う。

なお、映像の受信に当たっては、以下の点に留意する。

- 別に定めがある場合を除き、運用管理者が指定した者以外は、動態管理装置を操作してはならないこと
- 動態管理装置を操作する者は、雑踏警備に際して適切な指揮を行うこと以外の目的で動態管理装置を操作してはならないこと

(3) 返却

雑踏警備終了後、撮影者は警察署運用管理者を経由して機動通信課に対し、ウェアラブルカメラ等を速やかに返却する。

7 撮影した映像データの取扱い

(1) 撮影した映像データの利用目的

ウェアラブルカメラで撮影した映像データは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令に基づく場合を除き、雑踏警備に際して適切な指揮を行うために当該雑踏警備に従事する者が視聴すること以外の目的で利用してはならない。

(2) ウェアラブルカメラで撮影した映像データは、撮影日から 1 週間後に自動で消去されるものとする。

(3) 映像データの外部記録媒体への複写は、個人情報の目的外利用（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 1 項）に当たり、

刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会の手続きを経た上で、犯罪の立証上利用する場合に限り、例外的に認められる。

本モデル事業は、雑踏警備に際して適切な指揮を行う目的においてのみ実施することから、ウェアラブルカメラで撮影した映像データは、外部記録媒体に複写しないこと。

(4) 開示請求への対応

個人情報保護に関する法律第 76 条又は香川県情報公開条例の規定に基づき、ウェアラブルカメラで撮影された映像データの開示請求がなされた場合は、各法令の規定に基づき対応する。

(5) 関係法令の遵守

ウェアラブルカメラで撮影された映像データは、個人情報保護に関する法律、香川県情報公開条例及び警察情報セキュリティポリシー、香川県文書管理規程その他関係規程に基づき適切に取り扱うものとする。

8 報告

(1) 警察庁への報告

本部運用管理者は、モデル事業を実施した雑踏警備の実施日から 2 週間以内に、ウェアラブルカメラの活用結果を警察庁に報告する。

(2) 警察本部長及び香川県公安委員会への報告

ア 警察本部長への報告

総括運用管理者は、ウェアラブルカメラの活用状況について、四半期ごとに、警察本部長に報告する。

イ 香川県公安委員会への報告

総括運用管理者は、ウェアラブルカメラの活用状況について、半年ごとに、香川県公安委員会に報告する。